

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 6 号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 14  
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>第 6 条の 3 <u>条例第 16 条第 5 項第 1 号の市長が定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p>— <u>正規の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。）以外の時間に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。）</u> 次に掲げる日</p> <p>ア 当該月における日曜日</p> <p>イ 当該月における週休日の振替（瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号。以下「勤務時間規則」という。）第 3 条第 2 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日</p> <p>— <u>正規の勤務時間以外の時間に勤務した月に</u></p>

においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同項の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

（ア） 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

（イ） 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

（ア） 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

（イ） 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に

第6条の3 <省略>

(休日勤務手当の支給される日)

第6条の4 <省略>

別表第1(第3条の3関係)

職	支給額
消防長及び部長	<省略>
<省略>	<省略>

掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める

日

第6条の4 <省略>

(休日勤務手当の支給される日)

第6条の5 <省略>

別表第1(第3条の3関係)

職	支給額
消防長、部長及び 会計管理者	<省略>
<省略>	<省略>

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。